

外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第三条の二 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により外国法事務弁護士綱紀委員会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から外国法事務弁護士綱紀委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、調査及び議決に加わることができない。

第七条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条の二第一項の規定を準用する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（調査期日における対象外国法事務弁護士の出席の方法等）

第二十条の二 前条第一項（第二十四条第一項の規定により対象外国法事務弁護士又は対象外国法事務弁護士の法人の社員を審尋する場合を含む。）及び第二項の場合において、対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士の法人の社員並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により調査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から調査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第十八条の規定により他の事案の調査を併合する場合であつて、当該事案の対象外国法事務弁護士等が同意しないときは、この限りでない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（調査期日における委員の出席の方法等）

第三十九条の二 第三条の二の規定にかかわらず、委員は、対象外国法事務弁護士等（第十八条の規定により他の事案の調査を併合するときは、当該事案の対象外国法事務弁護士等を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から調査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、調査に加わることができない。

第四十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二十条の二本文の場合においては、この限りでない。

第四十二条に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、懲戒請求者又は関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象外国法事務弁護士等（第十八条の規定により他の事案の調査を併合するときは、当該事案の対象外国法事務弁護士等を含む。）が同意したときに限り、これを許可することができる。

第五十一条に次の一項を加える。

4 第一項の調査期日における委員の出席の方法等については、第三十九条の二の規定を準用する。

第五十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二十条の二本文の場合においては、この限りでない。

第五十四条に次の一項を加える。

4 第一項の場合においては、第四十二条第四項の規定を準用する。この場合において、「懲戒請求者又は関係人」

とあるのは「関係人」と読み替えるものとする。

第五十六条第四項中「第五十一条」の下に「(第四項を除く。)」を加える。

附 則

第三条の二(新設)、第七条第五項、第二十条の二(新設)、第三十九条の二(新設)、第四十一条第二項、第四十二条第四項(新設)、第五十一条第四項(新設)、第五十三条第二項、第五十四条第四項(新設)及び第五十六条第四項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。